

救急救命処置の追加、除外等に関する提案 募集要綱

一般財団法人日本救急医療財団
救急救命処置検討委員会

医学、医療は絶えず進歩・発展しています。病院に到着する前までに行われる医療、すなわち病院前救急医療もその例外ではありません。病院に到着するまでの間に、救急救命士が行う救急救命処置の範囲についても、病院前救急医療の進歩、発展に応じて適切に見直す必要があります。

このような状況の中、当財団は、厚生労働省より、救急救命処置の追加や除外等についての提案を受け付け、評価し、その結果を厚生労働省に報告する事業の委託を受けることになりました。

つきましては、救急救命処置の追加、除外等に関する提案を、下記のとおり募集いたします。救急救命士の行う救急救命処置の範囲が、重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、また、その生命の危険を回避するためにより一層適切なものになるようにご提案を頂きますようお願いいたします。

記

1 提案の対象

救急救命処置について、新しい処置の追加の提案と、既存の処置の除外・見直しについての提案を求めています。救急救命士法（第2条）が規定する救急救命処置の前提条件を満たさないもの、及び倫理的に不適切と考えられるものについては募集の範囲外です。

2 募集期間

平成30年9月3日から平成30年10月31日まで

※応募状況によっては、募集期間を一ヶ月程度延期する場合があります。

3 提案者の要件

つぎのいずれかに該当する団体・個人からの募集を受け付けます。

①都道府県・地域MC協議会、消防機関、海上保安庁

②以下の学会・団体 ※

- ・公益社団法人日本医師会 ・一般財団法人救急振興財団 ・全国消防長会
 - ・公益財団法人日本麻酔科学会 ・一般社団法人日本救急医学会
 - ・全国保健所長会 ・一般社団法人日本臨床救急医学会 ・全国衛生部長会
- ※ 全国メディカルコントロール協議会連絡会世話人会の構成団体

③その他の団体、個人

ただし、本年度は、①と②からの提案を受け付けます。次年度以降、①、②からの提案の状況を見て、③からの提案も受け付ける予定※としています。また、③からの提案を受け付ける場合には、②に掲げた団体による推薦を必要とする予定です。※ 次年度以降も当財団が事業の委託を受けた場合

4 提案先

一般財団法人 日本救急医療財団 「救急救命士が行う救急救命処置の追加、除外等に関する提案窓口」ホームページ (HP)

<http://qqzaidan.jp/teian>

5 提案方法

裏付ける資料とともに、上記 HP より入力、登録してください。登録の詳細については、「登録要領」を参照して下さい。入力に必要な項目については、「提案に必要な入力項目」を参照願います。

登録要領に従っていない場合、資料の不足が明らかな場合、すでに同様の提案を受け付けている場合などは、提案を受け付けないことがあります。

6 利益相反の管理

提案者（代表者）と、推薦団体の代表者には、提案内容に関わる利益相反について、所定の「利益相反自己申告書」を提出していただきます。申告書への記載内容について、当委員会から問い合わせを行う場合があります。

7 提案受け付け後の事務の流れ、評価方法

受け付けた提案は、当委員会で評価し、結果を厚生労働省に報告いたします。評価は、提案者より登録された情報等に基づいて行います。評価に必要な情報が登録されていない場合や不明な点がある場合、資料の不足等がある場合などには、提案者に対して登録情報の加筆修正や資料の追加などをお願いいたします※ので、予めご了承ください。

「登録要領」、「救急救命処置の追加、除外等に関する提案の評価と振り分けについて」もあわせてご確認をお願いします。

※ 登録情報の加筆修正や資料の追加などの依頼は、複数回に及ぶ場合があります。